

あいち国際戦略会議設置要綱

(目的)

第1条 急速に変化する国際情勢において、世界と闘える愛知として、この地域の特色を生かした国際戦略を策定するため、有識者による「あいち国際戦略会議」(以下「会議」という。)を設置し、愛知県の国際部門に関する基本戦略や先導事業について提言を行う。

(所掌事項)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議、検討を行う。

- (1) 愛知県を取り巻く国際化の状況について
- (2) 愛知県の国際戦略について
- (3) 国際戦略推進施策について
- (4) その他国際化推進について

(構成)

第3条 会議は、別表に掲げる委員により構成する。

(議長等)

第4条 会議に議長を置く。

- 2 議長は委員の互選により選出する。なお、議長に事故等があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、愛知県地域振興部長が招集する。

- 2 会議資料等は5年間保存する。

(部会)

第6条 会議の下に、国際人材、産業グローバル、魅力AICHIの各部会を設ける。

- 2 部会の構成メンバーは、別表に掲げる委員により構成する。
- 3 部会に座長を置き、構成委員の互選により選出する。
- 4 部会には、他の部会委員またはその部会が必要とする有識者等が、適宜議事に参加できるものとする。
- 5 部会は愛知県地域振興部国際課長が召集する。
- 6 会議資料等は5年間保存する。

(公開)

第7条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議・検討等を行う場合

(2) 会議等を公開することにより、当該会議等の円滑な運営に著しい支障が生ずると認められ、座長又は国際課長が会議等の一部または全部を公開しない旨を決定した場合

2 会議等の傍聴方法については、別途定める。

(開催期間)

第8条 会議等は、平成24年度において開催する。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、愛知県地域振興部国際課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議、部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ議長、座長がその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年5月8日から施行し、平成25年3月31日をもって廃止する。

別表 あいち国際戦略会議委員

団体・役職名	氏名	部会
名古屋大学理事・副総長	あいきょう まさのり 鮎京 正訓	国際人材
海陽中等教育学校校長	なかじま なおまさ 中島 尚正	国際人材
(財) 日本国際協力センターアドバイザー	こひやま さとる 小樋山 覚	国際人材
愛知淑徳大学ビジネス学部長・	さなだ ゆきみつ 真田 幸光	産業グローバル
名城大学アジア研究センター長	たなか たけのり 田中 武憲	産業グローバル
豊田通商(株) 理事・海外地域戦略部長	かみや しんすけ 神谷 信介	産業グローバル
JETRO 名古屋貿易情報センター所長	とづか たかとも 戸塚 隆友	産業グローバル
日本福祉大学 知多半島総合研究所副所長	やまもと かつこ 山本 勝子	魅力 AICHI
南山大学大学院ビジネス研究科教授	やぎ 八木エドワード	魅力 AICHI
愛知大学地域政策学部長	わたなべ かずとし 渡辺 和敏	魅力 AICHI